

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月1日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江坂文秀
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8016
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8016
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 沖雅直
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております

(注) 1. 平成22年11月1日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において、本有価証券届出書による届出の対象たる第三者割当による普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関する議案の承認、取締役及び監査役の選任、並びに関連する定款変更に関する各議案についての承認が得られることを条件とします。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式についての定めを定款に定めております。A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 単元株式数

100株

2. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、A種優先株式について、2010年6月末日を含む事業年度から2014年3月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2014年4月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に優先して、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、500円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.00\%$

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4)非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

3．残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主および普通登録株式質権者に対する残余財産の分配に優先して、A種優先株式1株につき、500円を支払う。

(2)非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4．議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5．普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2014年4月1日以降2037年3月31日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づくA種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による転換請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または150円のいずれか高い金額とする。なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）および150円は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、A種転換請求期間中、毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。以下「修正基準日価額」という。）に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2015年4月1日以降、修正後取得価額が当初取得価額の、100%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、当初取得価額の80%に相当する額または150円のいずれか高い額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が} \\ \text{保有する普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- 前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2019年7月1日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「A種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ、下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」といい、償還請求が効力を生じた日を「償還請求日」という。)することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1)任意償還価額の上限金額

A種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a)償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)からA種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定されたA種優先配当金の総額
- (b)償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)からA種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定されたA種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2)任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、500円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額をA種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、当該平均値が150円を下回る場合には、平均値は150円とする。なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。かかる期間中に第5項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第5項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1)当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2)強制償還価額

強制償還価額は、2014年3月末日以前においてはA種優先株式1株につき550円、2014年4月1日以降においてはA種優先株式1株につき500円とする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1)当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2)当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権の有無およびその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

12. その他

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	31,250,000株	3,500,000,000	1,750,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	31,250,000株	3,500,000,000	1,750,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
112	56	100株	平成22年12月27日		平成22年12月28日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本インター株式会社総務部	神奈川県秦野市曾屋1204番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行秦野支店	神奈川県秦野市栄町4-13

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,500,000,000	189,000,000	3,311,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登録免許税13百万円、フィナンシャルアドバイザーフィー150百万円、リーガルアドバイザーフィー20百万円、本株式の発行手続き及び株主総会の運営管理費用6百万円です。

(2) 【手取金の使途】

当社は、後記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、国内では数少ないパワーデバイス専門メーカーの一つであり、従来よりパワーデバイス領域をコア事業として展開してきており、生産力増強及び販売力強化、並びに新製品及び新技術プラットフォームの開発が、当社がパワーデバイス領域での競争力強化を図るために必要不可欠となっております。そのため、当社は、本第三者割当増資により調達する資金をかけるパワーデバイス領域での競争力強化に必要な諸施策の実施のために用いることを予定しており、かかる資金の利用は、当社の今後の成長戦略の達成と企業価値向上に大きく寄与するものと考えております。

具体的には、新規発行による手取金(概算総額3,311百万円)は、主に以下の諸施策に充当することとし、平成23年1月から順次支出することを予定しております。

なお、調達された資金につきましては、上記資金使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理することといたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
<p><u>1.生産能力の増強</u> 成長著しい中華圏において、パワーデバイス領域の基幹製品であるダイオードの中でも当社の主力製品であるSBD等の市場シェアを伸ばしていくためには、これらの製品の生産能力の増強を進め、生産規模の拡大及び生産コストの改善をはじめとする競争力の強化を図ることが必須と考えております。 そのため、当社が誇るSBDの8インチファブの生産能力増強のために必要な純水装置の増設、新型パッケージ製品(注1)の生産能力増強のために必要な新ラインの設置を行います。</p>	250百万円 450百万円	平成23年1月～ 平成24年9月
<p><u>2.中華圏での販路拡大</u> グローバル化が進むパワーエレクトロニクス領域において、中華圏は特に重要な市場であると認識しております。そのため、中華圏でのさらなる販売・生産体制の強化を図る目的で現地にヘッドクォーター(本部)の設置を行います。</p>	400百万円	平成23年1月～ 平成24年3月
<p><u>3.研究開発活動</u> 今後マーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場等において、当社が確固たる地位を築いていくためには、新製品の開発及び次世代を担う新技術プラットフォームの開発が必要であります。 そのため、薄膜フリー・ホーリング・ダイオード(FWD)(注2)の開発、他社と協働してのSiC MOSFET(注3)の研究開発を行います。</p>	1,450百万円 661百万円	平成23年1月～ 平成24年9月
<p><u>4.その他</u> 交通の利便性及びビジネスの効率を高めるため、横浜事業所を開設いたします。</p>	100百万円	平成23年1月～ 平成23年9月

(注1) 従来のパッケージから64%の薄型化に成功した新製品

(注2) モータードライブ回路などに使われ、逆起電力を吸収させるためのダイオード

(注3) 電界効果型と呼ばれるトランジスターの一種

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社産業革新機構	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長（CEO） 能見公一	
	資本金	46,005百万円	
	事業の内容	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」といいます。）に定める特定事業活動支援等	
	主たる出資者及びその出資比率	日本国政府（財務大臣）（89.12%）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	取引・技術関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要は、平成22年9月30日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、SBDの8インチファブに費やした戦略的投資の回収と中華圏をはじめグローバル化に対応した生産・販売体制の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失の計上避けられない状況となりました。

このように当社を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、今後、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るため、当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、産活法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の申請を行い、全取引金融機関等から同意をいただき、平成22年6月22日に事業再生ADR手続が成立しました。これに伴い平成22年7月15日、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法により、払込金額を51億981万1,000円とするA種優先株式の発行を行いました。またこれと並行して同日、Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当先とし、払込金額を2億5千万円とする第三者割当増資を行い、債務超過の解消と財務体質の強化を図りました。

当社は、平成22年8月には事業部制を構築し、ディスクリート事業（当社にて開発・製造したダイオード等の半導体素子製品を取扱い、家電製品や自動車等の市場に販売する事業）を中心に成長に向けた取り組みをスタートさせました。財務体質のより一層の強化を図りながら、パワーデバイス領域の製品ラインナップ及びブランド力を強化し日本の新たな成長分野を担うグローバル企業の一翼として成長戦略を迅速に達成していくためには、企業価値向上及び産業全体の成長についての視点を持ち、かつ産業界の幅広いネットワーク及び経営経験を有するパートナーに、柔軟かつ機動的な資金調達方法である第三者割当増資を実施し、かかるパートナーと共同で経営にあたるのが最善であると考え、今般、日本国政府（財務大臣）が89.12%出資する、官民出資の投資ファンドである株式会社産業革新機構（以下「産業革新機構」といいます。）に対し、第三者割当の方法により普通株式の発行を行うことを決議いたしました。なお、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において、産業革新機構が指名する者を候補者とする取締役及び監査役の選任議案を上程する予定です。

産業革新機構は、産活法に基づき昨年設立され、既存の業種の枠を超えた産業構造の革新を、産業界と広く連携した投資活動等を通じて行うことで、国富を担う次世代産業を創出することを目的としています。低炭素社会に向けて不可欠となる電気エネルギーの効率的な利用を推進するパワーエレクトロニクス領域は、太陽光発電や電気自動車をはじめとするクリーンエネルギー市場向けに需要が高まっている世界的に成長が期待される重要な分野であり、産業革新機構が取り組んでいる重点領域の一つです。

当社が属するパワーデバイス領域は、パワーエレクトロニクスの中でも広範に使われ、事業ダイナミクスや技術的革新性に富み、日本全体として技術的な優位性があります。当社は、国内では数少ないパワーデバイス専門メーカーの一つであり、パワーデバイス領域の基幹製品であるダイオードのうち交流から直流への電力変換に使用されあらゆる電気機器に搭載されるSBDでは世界シェアが第2位（平成20年実績）です。また、平成17年に世界に先駆けて戦略投資を行ったSBDの8インチファブは本有価証券届出書の提出日現在も世界で当社のみが保有するOnly-one技術であり、グローバル化へ対応していく中では、パワーデバイス領域において重要な競争力の源泉となります。

上記のとおり、当社は3期連続での多額の当期純損失を計上し、その結果、事業再生ADR手続を申請し取引金融機関等の支援を得て財務体質の強化と債務超過の解消を図りました。今後の世界的規模でのクリーンエネルギー関連ビジネスの進展は、当社事業の拡大と発展に大きく寄与するものと考えております。

そうした状況下、成長が見込め日本に技術的優位性があるパワーデバイス領域を、日本の新たな成長分野として確立するという長期的な視点を持つ産業革新機構には、かかる当社事業の将来性を深く理解して頂いております。当社においても産業革新機構を割当先とする本第三者割当増資により、当社の事業の拡大と発展及び企業価値向上を図ることができるものと判断しております。但し、本第三者割当増資による当社普通株式（本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。）の発行は、後記「3 [発行条件に関する事項]（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、希釈率が25%を超えるものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認等の手続を行います。また、後記「3 [発行条件に関する事項]（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込金額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様からのご承認をいただく予定であり、当該決議をもって有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の意思確認を行います。

当社は今後、産業革新機構に対する本第三者割当増資による調達資金をもとに新規設備投資や研究開発活動を加速させ、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社事業の拡大及び発展を図り、当社のさらなる企業価値の向上を図ってまいります。上記のとおり、本第三者割当増資により、株式の希釈化が生じますが、本第三者割当増資は、当社の事業の拡大及び発展に必要な不可欠なものであり、当社の業績発展に大きく寄与し、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先である産業革新機構に割当てる当社普通株式の総数は31,250,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

産業革新機構は、本第三者割当増資により発行する本株式について、当社の将来性を理解したスポンサーとして、長期的な視点から保有する予定であるとの意向を示しております。なお、当社は、産業革新機構との間で、産業革新機構が払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告する旨、及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である産業革新機構の平成21年度事業報告における総資産、純資産、現預金等の状況及び平成22年度における同社の投資実行にかかる公表資料により、同社に払込に要する資金が十分であることを確認しております。産業革新機構の事業内容、規模、産活法に基づく政府出資の株式会社であること等を併せ考慮した結果、本第三者割当増資の払込みについて確実性があるものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

産業革新機構は、産活法に基づき、官民共同の出資により設立された株式会社であり、産業革新機構が特定団体等との関係を有していないことをヒアリング等により確認しております。また、産業革新機構のコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについての表明がなされていること、及び産業革新機構の主要株主が日本国政府であることを併せ鑑み、産業革新機構、産業革新機構の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。なお、産業革新機構、産業革新機構の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等反社会的勢力とは一切関係がないことを確認した旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

平成22年4月26日の事業再生ADR手続の申請等についての公表後、当社株式の市場価格は大きく変動し、その後も、Mingxin に対する第三者割当増資及び取引金融機関に対するデット・エクイティ・スワップの手法によるA種優先株式の発行についての公表、継続企業の前提に関する注記についての公表等、各種公表を行ったことにより、当社株式の市場価格が不安定となる状況が続いておりましたが、平成22年8月半ば以降は当社株式の市場価格も安定して推移しております。かかる観点から、本第三者割当増資に関する取締役会決議日である平成22年11月1日の直前1ヶ月の終値平均が現在の当社の株式価値を適切に反映しているものと判断し、同終値平均を基準とすることとしました。これに当社の業績動向及び株価推移、今回発行される本株式の数、昨今の株式市場の動向等を踏まえ、産業革新機構との協議・交渉を経て、本第三者割当増資の払込金額を1株につき112円と決定いたしました。このように、本第三者割当増資の払込金額は、取締役会決議日の直前営業日の終値でなく、取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均を基準として決定しておりますが、これは、当社株式の市場における流動性が比較的低く推移している状況に鑑み、市場における突発的な事象が発生した場合の当社株価への感応度の高さを考慮し、特定の一時点の終値よりも、むしろ一定期間の終値平均の方が、当社の株式価値を適切に反映するものであると判断したためです。当該払込金額は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月の終値平均である112円と等しい価格になっていることから、合理的な金額であると考えております。また、同取締役会決議日の直前営業日の終値114円と比較しても、1.8%のディスカウントとなっております。なお、かかる観点からも合理的な金額であると考えております。なお、当該払込金額は、上記取締役会決議日の直前3ヶ月及び6ヶ月の終値平均116円及び133円に対しては、それぞれ3.4%及び15.8%のディスカウントとなります。

以上の各観点から総合的に検討した結果、当社は、本第三者割当増資の払込金額である112円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前期間における当社株式の市場価格を前提とすれば、割当予定先である産業革新機構に特に有利な金額に該当しないものと判断しておりますが、本第三者割当増資の払込期日は、取締役会決議日から相当の期間が経過した後である平成22年12月28日を予定しており、払込金額が払込期日における当社株式の市場価格から乖離する可能性があることから、念のため、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主の承認を得ることを予定しています。

当社といたしましては、前記「1 [割当予定先の状況] (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により事業の拡大及び発展を図ることが、当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますので、上記払込金額にて本第三者割当増資を実施したく存じます。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による発行株式数は、普通株式31,250,000株（議決権数312,500個）であり、平成22年9月30日現在の当社の発行済普通株式総数32,620,025株（議決権数326,019個）に対して、95.8%（議決権数95.9%）の割合で希薄化が生じます。

なお、後記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」に記載のとおり、本有価証券届出書の提出日前6ヶ月以内の日である平成22年7月15日に、普通株式1,666,700株及びA種優先株式10,219,622株が発行されております。本第三者割当増資による発行株式数に、これらの普通株式1,666,700株（議決権数16,667個）及びA種優先株式10,219,622株に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される当社普通株式の最大数（取得価額を下限取得価額150円として算出）である34,065,406株（議決権数340,654個）を加算した数は、66,982,106株（議決権数669,821個）となり、平成22年7月15日の普通株式及びA種優先株式の発行前の当社の発行済普通株式総数30,953,325株（議決権数309,353個）に対して、216.4%（議決権数216.5%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、前記「第1[募集要項]4[新規発行による手取金の使途](2)手取金の使途」に記載のとおり、生産能力の増強、中華圏での販路拡大及び研究開発活動等に資金を充当することにより、前記「1[割当予定先の状況](2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、新規設備投資及び研究開発活動を加速させ、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社事業の拡大及び発展を図り、当社のさらなる企業価値の向上を実現させていくために、本第三者割当増資は必要不可欠なものであり、当社の財務状況、必要資金等を総合的に勘案すると、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により産業革新機構に割当てられる本株式に係る議決権の数(発行株式数31,250,000株に係る議決権数312,500個)に、下記の加算議決権数(以下「加算議決権数」といいます。)357,321個を加えた数(669,821個)を、下記の当社の総株主の議決権数666,673個から加算議決権数357,321個を控除した数(309,352個)で除した数は、2.165となるため、本第三者割当増資は、大規模な第三者割当に該当いたします。

「加算議決権数」とは、以下の及びの合計数である357,321個をいいます。

本有価証券届出書の提出日前6ヶ月以内の日である平成22年7月15日に行われた第三者割当によりMingxinに割り当てられた普通株式に係る議決権の数(発行株式数1,666,700株に係る議決権数16,667個)

本有価証券届出書の提出日前6ヶ月以内の日である平成22年7月15日にデット・エクイティ・スワップの手法で行われた第三者割当により取引金融機関に割り当てられたA種優先株式10,219,622株に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される当社普通株式の最大数(取得価額を下限取得価額150円として算出)である34,065,406株に係る議決権の数(最大交付株式数34,065,406株に係る議決権数340,654個)

「当社の総株主の議決権数」とは、以下の及びの合計数である666,673個をいいます。

平成22年9月30日現在の当社の発行済普通株式に係る総株主の議決権の数(326,019個)

平成22年9月30日現在の当社の発行済A種優先株式10,219,622株に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される当社普通株式の最大数(取得価額を下限取得価額150円として算出)である34,065,406株に係る議決権の数(最大交付株式数34,065,406株に係る議決権数340,654個)

5【第三者割当後の大株主の状況】

普通株式に係る大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1 - 6 - 5	-	-	31,250	48.94%
株式会社京三製作所	神奈川県横浜市鶴見区平 安町2-29-1	6,320	19.39%	6,320	9.90%
インターナショナル・レ クティブアイア-・コー ポレーション 常任代理人大和証券キャ ピタル・マーケット株式 会社	233 Kansas Street, EL Segundo California 90245 U.S.A (東京都千代田区丸ノ内1 - 9 - 1)	2,850	8.74%	2,850	4.46%
Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.	168 Canghai Road, Ningbo Hi-Tech Park, Ningbo 315040, PRC	1,667	5.11%	1,667	2.61%
株式会社横浜銀行 常任代理人資産管理サー ビス信託銀行	神奈川県横浜市西区みな とみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8 - 12晴海アイランド トリ トンスクエア オフィスタ ワーZ棟)	1,486	4.56%	1,486	2.33%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	948	2.91%	948	1.49%
日本インター協会社持 株会	神奈川県秦野市首屋1204	836	2.56%	836	1.31%
伯東株式会社	東京都新宿区新宿1-1 - 13	500	1.53%	500	0.78%
新電元工業株式会社	東京都千代田区大手町2 - 2 - 1	468	1.44%	468	0.73%
株式会社ミツバ	群馬県桐生市広沢町1- 2681	300	0.92%	300	0.47%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1	292	0.90%	292	0.46%

- (注) 1. 「所有株式数」は、各株主が所有する普通株式の数であり、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年9月30日現在の発行済普通株式に係る総株主の議決権の数(326,019個)を総議決権数として算出した数値です。A種優先株主は当社株主総会において議決権を有しないこととされているため、発行済A種優先株式については、総議決権数の算定にあたり考慮されておりません。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年9月30日現在の総議決権数(326,019個)に、本第三者割当増資により発行される普通株式に係る議決権数(312,500個)を加えて算出した数値です。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第3位を四捨五入しております。
4. 本第三者割当増資の割当予定先以外の株主(本第三者割当増資に係る本株式の発行前からの株主)については、平成22年9月30日より所有株式数に変更がないとの前提で計算したものです。

A種優先株式に係る大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合	割当後の所有 株式数(千 株)	割当後の発行 済株式総数に 対する所有株 式数の割合
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	9,121	89.25%	9,121	89.25%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	581	5.69%	581	5.69%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	517	5.06%	517	5.06%

- (注) 1. 「所有株式数」は、各株主が所有するA種優先株式の数であり、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」及びは、平成22年9月30日現在の発行済A種優先株式総数(10,219,622株)を基準として算出した数値です。
2. 本第三者割当増資によって発行済A種優先株式の数に変動を生ずることはありませんので、「割当後の所有株式数」及び「割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合」に変動はありません。
3. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」及び「割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。
4. A種優先株主については、平成22年9月30日より所有株式数に変更がないとの前提で計算したものです。

(参考) A種優先株式について当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、下限取得価額(150円)にてA種優先株主に対し当社普通株式が交付されたと仮定した場合の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社横浜銀行 常任代理人資産管理サ ビス信託銀行	神奈川県横浜市西区みな とみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1- 8-12晴海アイランド トリトンスクエア オ フィスタワーZ棟)	31,889	47.83%	31,889	32.57%
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1 -6-5	-	-	31,250	31.91%
株式会社京三製作所	神奈川県横浜市鶴見区平 安町2-29-1	6,320	9.48%	6,320	6.45%
インターナショナル・レ クティブアイア・コー ポレーション 常任代理人 大和証券 キャピタル・マーケツ 株式会社	233 Kansas Street, EL Segundo California 90245 U.S.A (東京都千代田区丸ノ内 1-9-1)	2,850	4.27%	2,850	2.91%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内2 -7-1	2,229	3.34%	2,229	2.28%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1 -1-2	2,015	3.02%	2,015	2.06%
Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.	168 Canghai Road, Ningbo Hi-Tech Park, Ningbo 315040, PRC	1,667	2.50%	1,667	1.70%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	948	1.42%	948	0.97%
日本インター協力会社持 株会	神奈川県秦野市首屋1204	836	1.25%	836	0.85%
伯東株式会社	東京都新宿区新宿1-1 -13	500	0.75%	500	0.51%
新電元工業株式会社	東京都千代田区大手町2 -2-1	468	0.70%	468	0.48%
株式会社ミツバ	群馬県桐生市広沢町1- 2681	300	0.45%	300	0.31%

(注) 1. 「所有株式数」は、各株主が所有する普通株式の数及び各株主が所有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、下限取得価額(150円)にてA種優先株主に対し普通株式が交付されたと仮定した場合の当該交付される普通株式の数を合算した数であり、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年9月30日現在の発行済普通株式に係る総株主の議決権の数(326,019個)に、平成22年9月30日現在の発行済A種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権が行使され、下限取得価額(150円)にて普通株式が交付された場合の当該交付される普通株式に係る総株主の議決権の数(340,654個)を加算した数(666,673個)を、総議決権数として算出した数値です。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記(注)2に記載の平成22年9月30日現在の総議決権数(666,673個)に、本第三者割当増資により発行される普通株式に係る議決権数(312,500個)を加算した数(979,173個)を、総議決権数として算出した数値です。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第3位を四捨五入しております。

5. 本第三者割当増資の割当予定先以外の株主(本第三者割当増資に係る本株式の発行前からの株主)については、平成22年9月30日より所有株式数に変更がないとの前提で計算したものです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資による発行株式数は、普通株式31,250,000株（議決権数312,500個）であり、平成22年9月30日現在の当社の発行済普通株式総数32,620,025株（議決権数326,019個）に対して、95.8%（議決権数95.9%）の割合で希薄化が生じます。

なお、前記「4【大規模な第三者割当に関する事項】」に記載のとおり、本有価証券届出書の提出日前6ヶ月以内の日である平成22年7月15日に、普通株式1,666,700株及びA種優先株式10,219,622株が発行されております。本第三者割当増資による発行株式数に、これらの普通株式1,666,700株（議決権数16,667個）及びA種優先株式10,219,622株に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される当社普通株式の最大数（取得価額を下限取得価額150円として算出）である34,065,406株（議決権数340,654個）を加算した数は、66,982,106株（議決権数669,821個）となり、平成22年7月15日の普通株式及びA種優先株式の発行前の当社の発行済普通株式総数30,953,325株（議決権数309,353個）に対して、216.4%（議決権数216.5%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、前記「1【割当予定先の状況】（2）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の財務体質のより一層の強化を図りながら、成長戦略を迅速に達成していくためには、企業価値の向上及び産業全体の成長についての視点を持つパートナーに、柔軟かつ機動的な資金調達方法である第三者割当増資を実施することが最善であると考え、日本国政府（財務大臣）が89.12%出資する、官民出資の投資ファンドである産業革新機構に対し、本第三者割当増資を行うものであります。産業革新機構の有する産業界ネットワーク及び経営経験を活用するため共同で経営にあたり、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社の事業のさらなる成長を実現させていくために、本第三者割当増資は、必要不可欠なものであり、また、当社の財務状況、前記「第1【募集要項】4【新規発行による手取金の使途】（2）【手取金の使途】」に記載の新規設備投資や研究開発活動を実施するための必要資金等を総合的に勘案すると、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。当社といたしましては、本件第三者割当増資により事業の更なる成長を図ることが、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えておりますので、本第三者割当増資を実施したく存じます。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、前記「4【大規模な第三者割当に関する事項】」に記載のとおり、大規模な第三者割当に該当するものであります。当社は、前記「3【発行条件に関する事項】（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当増資について、平成22年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において会社法第199条第3項に基づく特別決議による株主様のご承認を得ることを予定しており、当該決議をもって、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従った株主の意思確認を併せて行うこととしております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

第四部 [組込情報] の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成22年11月1日）までの間において、以下のとおり資本金の額の増減がありました。

- （1）平成22年7月15日を払込期日とする第三者割当による普通株式1,666,700株の発行により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ125,002,500円増加しております。
- （2）平成22年7月15日を給付期日とする第三者割当によるA種優先株式10,219,622株の発行（債務の株式化）により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ2,554,905,500円増加しております。
- （3）平成22年7月31日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ6,236,984,510円及び6,690,274,343円減少しております（減少した資本金及び資本準備金の全額はその他資本剰余金に振り替えられ、そのうち12,485,642,491円のその他資本剰余金が繰越利益剰余金に振り替えられております。）。

2 事業等のリスクについて

第四部 [組込情報] の第60期第1四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について当該第60期第1四半期報告書の提出日（平成22年8月11日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成22年11月1日）までの間において、当該第60期第1四半期報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は___ 野で示しております。

また、当該第60期第1四半期報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日（平成22年11月1日）現在において判断するものです。

1. 当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因のうち、主なものとして以下のとおり認識しております。
- （1）～（6）略

- （7）当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク（Mingxinを割当先とする第三者割当による普通株式の発行及び取引金融機関を割当先とする第三者割当によるA種優先株式の発行）

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議し、平成22年7月15日をもって同第三者割当増資が実施されました。この第三者割当増資によりMingxinに対し1,666,700株の当社普通株式が発行されたことから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個（直前の基準日である平成22年3月31日現在）に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生じました。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があったことから、この第三者割当増資による資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

また、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関等に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を図ることといたしました。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月22日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同年6月30日開催の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされておりましたが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立し、また、平成22年6月30日、当社定時株主総会において、A種優先株式の発行及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する各議案について承認を得て、平成22年7月15日、取引金融機関に対するA種優先株式の発行が実施されました。Mingxinを割当先とする第三者割当増資に加え、当該A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付されたことから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

（8）大株主としての経営権について（Mingxin）

平成22年5月24日開催の取締役会において、Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。この第三者割当増資の実施により、同社は、発行後の総議決権数の5.11%を占める大株主となりました。同社は、この第三者割当増資により取得する当社株式について、当社の事業パートナーとして、中長期的な視点から保有する予定であるとの意向を示しております。但し、Mingxinは、その議決権比率に応じた株主権行使のみを行う意向を示していることから、今後、当社の経営体制に大きな変更が生じる可能性は低いものと判断しております。

（9）当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク（産業革新機構を割当先とする第三者割当による普通株式の発行）

当社は、平成22年11月1日開催の当社取締役会において産業革新機構を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。この第三者割当増資により産業革新機構に割り当てる株式数は普通株式31,250,000株であることから、産業革新機構の議決権数は312,500個となり、当社の総議決権数326,019個（平成22年9月30日現在）に対する希薄化率は95.9%と、当社株式に係る議決権数の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、この第三者割当増資は、当社が新規設備投資や研究開発活動を加速させ、特に、当社が世界的規模での強みを有するSBD等の生産能力の増強、市場の成長著しい中華圏での販売・生産体制の強化、及びマーケットの拡大が見込まれるクリーンエネルギー市場向け事業への投資の拡大を通じて、当社の事業のさらなる成長を実現させていくために必要不可欠なものであることから、この第三者割当増資による資金調達については、長期的な視点から今後の当社の事業の拡大及び発展を図るために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

（10）大株主としての経営権について（産業革新機構）

当社は、平成22年11月1日開催の当社取締役会において産業革新機構を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。この第三者割当増資により、同社は、発行後の総議決権数の48.94%を占める筆頭株主となります。もっとも、同社に確認したところ、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会）第24項に従い、投資企業である同社にとって当社は関連会社に該当しないと判断していることから、当社の株主総会を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える意図はないものと判断しております。また、産業革新機構は、この第三者割当増資により取得する当社株式について、当社の将来性を理解したスポンサーとして、長期的な視点から保有する予定であるとの意向を示しておりますが、同社による当社株式の売却について、当社の定款上に制限が設けられておらず、これを制限する合意を当社との間で行っているものでもないことから、その保有する当社株式の売却状況等により、当社株式の需給関係及び市場価格等に重大な影響を与える可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、平成20年3月期から3期連続で多額の当期純損失を計上し、平成22年3月末には47億40百万円の債務超過となりました。平成23年3月期の第1四半期連結会計期間には1億64百万円の四半期純利益を計上することができたものの、平成22年6月末において47億42百万円の債務超過であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るべく、平成22年4月26日に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)を申請いたしました。同年6月22日開催の債権者会議においては、全取引金融機関等の同意により事業再生ADR手続が成立いたしました。事業再生ADR手続に基づく事業再生計画については、第60期第1四半期報告書「4 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]、2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」をご参照ください。

3 臨時報告書の提出について

第四部 [組込情報] の第59期有価証券報告書の提出日(平成22年6月21日)以後、本有価証券届出書の提出日(平成22年11月1日)までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりです。

平成22年6月30日提出の臨時報告書

当社は、平成22年6月30日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出いたしました。報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日
平成22年6月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件
取締役として、江坂文秀、三毛正、森三郎、古澤章、戸子台努、鬼塚哲也、春日昇の7名を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件
監査役として、森逸雄、金井直人の2名を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件(1)
当社を種類株式発行会社でなくするため、種類株式に関する規定を削除する。
経営体制の強化のため、「代表取締役及び役付取締役」の条項に「取締役副社長」を追加する。

第4号議案 定款一部変更の件(2)
取引金融機関に対する債務の株式化に対応するため、A種優先株式に関する規定を追加する。

第5号議案 募集株式(A種優先株式)の募集事項の決定の取締役会への委任の件

第6号議案 第三者割当による募集株式(普通株式)発行の件

第7号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額減少の件

第8号議案 剰余金処分の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
江坂文秀	192,999	8,263	0	(注) 1	可決 90.77%
三毛正	198,274	2,988	0		可決 93.25%
森三郎	196,618	4,644	0		可決 92.47%
古澤章	196,788	4,474	0		可決 92.55%
戸子台努	193,097	8,165	0		可決 90.81%
鬼塚哲也	198,297	2,965	0		可決 93.26%
春日昇	198,542	2,720	0		可決 93.37%
第2号議案					
森逸雄	199,909	1,376	0	(注) 1	可決 94.02%
金井直人	194,875	6,410	0		可決 91.65%
第3号議案	199,773	1,492	0	(注) 2	可決 93.95%
第4号議案	199,598	1,687	0	(注) 2	可決 93.87%
第5号議案	199,874	1,411	0	(注) 2	可決 94.00%
第6号議案	198,688	2,597	0	(注) 2	可決 93.44%
第7号議案	199,682	1,603	0	(注) 3	可決 93.91%
第8号議案	199,825	1,460	0	(注) 3	可決 93.98%

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

4 最近の業績の概要

第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の連結業績に関しましては以下のとおりとなる見込みです。なお、下記の数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

また、下記以外の指標につきましては、現時点で算出することが困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載していません。

会計期間	第59期第2四半期 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	第60期第2四半期 自平成22年4月1日 至平成22年9月30日
売上高（百万円）	15,124	16,800
営業損益（百万円）	2,110	755
経常損益（百万円）	2,477	205
四半期純損益（百万円）	2,965	200
純資産額（百万円）	1,381	1,000
総資産額（百万円）	26,392	21,200

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第60期第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 亮 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 勝

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本インター株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本インター株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月14日

日本インター株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 仁 戸 田 学

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において4,740百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業の前提を基礎として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成22年4月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続の利用を申請する旨の決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理された。

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成22年5月24日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議した。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、平成22年6月30日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金処分を決議した。

重要な後発事象5．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、自己株式を

全株消却することを決議した。

重要な後発事象 6 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、投資有価証券及びその他の資産の売却を決議した。

重要な後発事象 7 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本インター株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本インター株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 亮 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 勝

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 仁 戸 田 学

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度末において4,537百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業の前提を基礎として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成22年4月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続の利用を申請する旨の決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理された。

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成22年5月24日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議した。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、平成22年6月30日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金処分を決議した。

重要な後発事象5．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、自己株式を

全株消却することを決議した。

重要な後発事象 6 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、投資有価証券及びその他の資産の売却を決議した。

重要な後発事象 7 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 仁 戸 田 学
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高 島 雅 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 仁 戸 田 学
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 島 雅 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間末において4,742百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業の前提を基礎として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成22年7月15日に第三者割当の方法による普通株式を発行した。

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成22年7月15日に第三者割当の方法によるA種優先株式を発行した。

重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成22年7月15日までに取引金融機関等4社より借入金の返済条件の緩和について同意を得た。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成22年7月31日に資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。